



Ryokuendai New Town

# 緑苑台ニュータウン

西街区

## 街並みガイドライン



※街並みイメージイラスト



※街並みイメージイラスト



人を、想う力。街を、想う力。



三菱地所



—信用と創造—  
住友不動産



# 「緑豊かな統一感のある街並み」

の実現のために・・・



## 方針1 道路側の積極的な緑化を図ります。



●以下の基準に沿った計画とするようにお願いします。

1 道路から見える位置にH1.2m～H3m程度の中高木を2本以上植樹する。(角地・両面道路は3本以上)

中高木の例	●モミジ	●ヤマボウシ	●カツラ	●ナナカマド	●サクラ	●コニファー 等
-------	------	--------	------	--------	------	----------

●植栽が視覚的に街並みに与える影響



植栽がない街並み



植栽がある街並み

<中高木イメージ>



モミジ



ヤマボウシ



カツラ



ナナカマド



サクラ



コニファー

## 方針2 道路際は緑との調和に配慮し素材や色彩で統一。

●以下の基準に沿った計画とするようにお願いします。

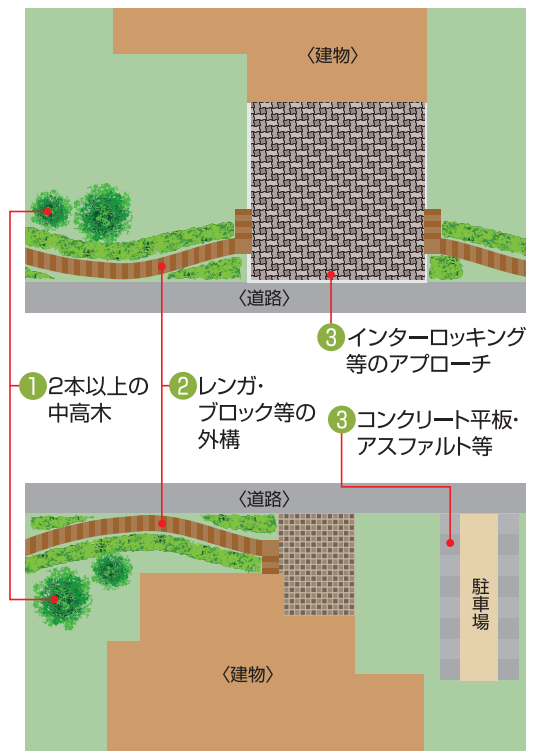
2 宅地が道路に面する部分には、土留めを兼ねた、外構(レンガ・自然石・ブロック等)を設置して下さい。(道路と宅地に段差のない場合を除く)

3 道路から玄関までのアプローチ部分は土のままや砂利敷きを避け、インターロッキング、石張平板、アスファルト仕上げとし、駐車場はコンクリート平板、アスファルト等で仕上げして下さい。

●物置等を設置する場合は少なくとも、道路境界から0.6mは後退させ、目立たなくして下さい。また、戸別収集用ごみ箱を設置する場合は、美観に配慮して下さい。

●ガレージ、車庫を設置する場合は、街並み及び美観に配慮して下さい。

<方針概念図>



<注>このガイドラインは、良好な街並み街の生活環境をつくるためのものであり、街並みや街の生活環境が維持されることを三菱地所・住友不動産がお約束するものではありません。施主さまによりガイドラインの基準に合わない建物や外構に変更されても、三菱地所・住友不動産は一切の責任を負わないことをご了承下さい。なお、法令の変更や行政の指導、その他やむを得ない事情により、ガイドラインの内容を変更する場合があります。